

中之口農業振興地域整備計画の変更理由

1 中之口農業振興地域整備計画の変更理由

法第 10 条第 4 項<農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地

>

●農業振興地域の整備に関する法律

・第 10 条第 3 項

市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の確保、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

・第 10 条第 4 項

前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

●農業振興地域の整備に関する法律施行令

・第 8 条

法第 10 条第 4 項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一 国立研究開発法人森林研究・整備機構法
- 二 優良田園住宅の建設の促進に関する法律
- 三 地域整備施設の用に供される土地
- 四 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省で定めるものの用に供される土地。

・第 8 条第 2 項

前項第 3 号の「地域整備施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 農村地域への産業の導入の促進に関する法律
- 二 総合保養地域整備法
- 三 多極分散型国土形成促進法
- 四 地域拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
- 五 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

資料 2

2 農用地利用計画の除外箇所

除外箇所 (大字, 字, 地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの 除外理由	除外面積 (㎡) (登記簿地目)	除外後 の用途
西蒲区上小吉 684	農用地	法第10条4項該当 具体的理由: 施行令 第8条2項のため。 法定要件に係る適 合理由は別紙のと おり。	1,006	産業導入 地区の拡張
西蒲区上小吉 685			1,021	
西蒲区上小吉 686			1,021	
西蒲区上小吉 687			1,021	
西蒲区上小吉 688			1,021	
西蒲区上小吉 689			1,021	
西蒲区上小吉 690			1,021	
西蒲区上小吉 691			970	
西蒲区上小吉 692			51	
西蒲区上小吉 693			19	
西蒲区上小吉 694			1,002	
西蒲区上小吉 695			1,021	
西蒲区上小吉 696			1,021	
西蒲区上小吉 697			99	
西蒲区上小吉 698-1			609	
西蒲区上小吉 698-2			297	
西蒲区上小吉 710			105	
西蒲区上小吉 711			582	
西蒲区上小吉 712			982	
西蒲区上小吉 713			1,021	
西蒲区上小吉 714			1,021	
西蒲区上小吉 715			922	
西蒲区上小吉 716			99	
西蒲区上小吉 717			1,021	
西蒲区上小吉 718			1,021	
西蒲区上小吉 719			1,021	
西蒲区上小吉 721			1,021	
西蒲区上小吉 723			1,021	
西蒲区上小吉 725	1,021			
西蒲区上小吉 726	1,021			
西蒲区上小吉 727	1,021			

資料 2

西蒲区上小吉 728			1,021	
西蒲区上小吉 729			1,021	
西蒲区上小吉 730			1,021	
西蒲区上小吉 731			1,006	
小 計			29,190	
農道及び用排水路			2,950	
小 計			2,950	
合 計			32,140	